

北海道赤レンガ建築賞 実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、創造性豊かな建築物等を表彰することにより、北海道における建築創造活動を促進し、健全な地域文化の発展と、広く建築文化に対する意識の高揚を進め、もって、地域に根ざしたまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(名称)

第2 賞の名称は、北海道赤レンガ建築賞及び北海道赤レンガ建築奨励賞とする。

(表彰の対象)

第3 表彰の対象は、道内で完成した建築物等とする。

(被表彰者)

第4 被表彰者は、当該建築物の建築主、設計者及び施工者とする。

(実施主体及び運営)

第5 北海道、社団法人北海道建築士事務所協会、社団法人北海道建築士会、社団法人日本建築家協会北海道支部の共催とし、別に定める北海道赤レンガ建築賞実行委員会が事業を運営する。

(受賞作品の選考)

第6 別に定める北海道赤レンガ建築賞審査委員会の審査を受け知事が決定する。

(表彰)

第7 表彰は、北海道知事が賞状を授与して行う。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附則)

この要綱は、平成18年8月25日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成20年5月23日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成21年5月29日から施行する。